

○税制問題等に関する調査特別委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	税制改革法案	衆	六三、七元	付委員託会 議決 六三、三三 議決 六三、三三 議決 六三、三三	付委員託会 議決 六三、三三 議決 六三、三三 議決 六三、三三	
2	所得税法等の一部を改正する法律案	"	七元	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	
3	消費税法案	"	七元	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	
4	地方税法の一部を改正する法律案	"	七元	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	
5	消費譲与税法案	"	七元	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	
6	地方交付税法の一部を改正する法律案	"	七元	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	付委員託会 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三	
<p>参議院 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三</p> <p>衆議院 議決 二二三 議決 二二三 議決 二二三</p>						<p>三、九三 衆本会議趣旨説明 二、一五 （一、二、四号について） 渡辺美智雄君外一 名修正案提出 二、一六 右可決 一、二三 参本会議趣旨説明</p>

税制改革法案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、改革についての国民の理解を深めるとともに、改革が整合性をもって、包括的かつ一体的に行われることに資するほか、改革の我が国の経済社会に及ぼす影響にかんがみ、国等の配慮すべき事項について定めようとするものである。

一、税制改革の趣旨

今次の税制改革は、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより、均衡がとれた税体系を構築するために行われることとする。

二、税制改革の基本理念

今次の税制改革は、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、税制の簡素化を図ることを基本理念として行われることとする。

三、税制改革の方針

今次の税制改革は、所得課税において税負担の公平の確保を図るための措置を講ずるとともに、税体系全体としての税負担の公平に資するため、所得課税を軽減し、消費に広く薄く負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感をもって納税し得る税体系の構築を目指して行われることとする。

四、消費税の創設

国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化等に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。消費税は、事業者による商品の販売、役務の提供等の各段階において、課税の累積を排除する方式により、商品・サービスの価格に対し、三％の税率で課税することとする。

五、その他

所得税、法人税、相続税、贈与税及び個人住民税の負担の軽減・合理化等、消費税の創設に伴う既存の国・地方間接税の廃止・調整等、消費譲与税の創設、地方交付税の対象税目の追加及び今次の税制改革の実施時期等についての規定を設けている。

なお、本法律案について、衆議院で次の四点の修正が行われている。

一、国税に係る改革の実施時期のうち「昭和六十三年十月一日」を「この法律の施行の日及びその翌日」に、また、施行期日について「昭和六十三年十月一日」を「公布の日」に改める。

二、消費税の性格にかんがみ、事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁することとともに、国は、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等の必要な施策を講ずることとする。

三、消費税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、昭和六十四年九月三十日までは、その執行に当たり、広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うこととする。

四、中小事業者の消費税に係る事務負担等に配慮した免税措置、簡易課税制度等の諸措置について、消費税の仕組み等の定着状況等を勘案しつつ、その見直しを行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、税

制問題等に関する調査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これら六法律案に係る今次の税制改革は、今後の高齢化社会の到来、経済・社会の一層の国際化を展望しつつ、国民の税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することを目指して行われるものであります。

これら六法律案の内容につきましては、既に本会議において趣旨説明が行われておりますので、簡単に申し上げます。

まず、税制改革法案は、今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにするとともに、簡潔にその全体像を示し、改革が包括的、一体的に行われることを目的とするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、所得税について税率の累進構造の緩和、基礎控除等の引き上げ、有価証券譲渡益の原則課税等を行い、法人税について税率の引き下げ、法人の土地取得に係る借入金利子の損金算入の制限等を行い、相続税について遺産に係る基礎控除の引き上げ等を行うことにより、これらの税の負担軽減・合理

化並びに税負担の公平の確保を図り、また、酒税について従価税率の廃止等簡素化を図り、同税及びたばこ消費税並びに印紙税について消費税との負担調整等を行うとともに、石油税について課税方式を恒久的に従量税化するほか、取引所税及び有価証券取引税について税率の引き下げ等を行うおうとするものであります。

次に、消費税法案は、広く消費に負担を求めめるため、消費税を創設することとし、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象として、税率を百分の三とし、課税の累積を排除するための仕入税額控除について、帳簿上の記録等に基づき計算する方式を採用するとともに、中小零細事業者の事務負担等に配慮して、事業者免税点、限界控除及び簡易課税制度等についての規定を設けるほか、物品税、砂糖消費税、トランプ類税、入場税、通行税の五税目を廃止しようとするものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案は、個人住民税につき、所得税の改正と同様の趣旨から負担の軽減・合理化等所要の改正を行うこととともに、消費税の創設に伴い、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税、道府県

たばこ消費税、市町村たばこ消費税及び不動産取得税について負担の調整等を行うほか、電気税、ガス税及び木材引取税の三税目を廃止しようとするものであります。

次に、消費譲与税法案は、消費税の収入額の五分の一相当額を消費譲与税として都道府県及び市町村に譲与しようとするものであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方交付税総額の安定的確保を図るため、新たに消費税を地方交付税の対象税目に加えようとするものであります。

以上の六法律案は、去る七月二十九日国会に提出され、十一月十六日に衆議院から送付、同月二十一日の本会議及び本特別委員会において趣旨説明が行われました。

委員会におきましては、税制問題等に関する調査及び六法律案を議題として、総理、関係大臣等に対して質疑を行うとともに、公聴会を開催したほか、参考人から意見を聴取いたしました。

とくに、十二月六日及び七日には、リクルート問題等に関する件について証人から証言を聴取いたしました。

委員会における質疑については、今回の税制改革に対する強い国民的関心を背景に、各委員の質疑は終始熱心に行

われ、またその対象も広範多岐にわたり、かつ詳細な論議が展開されました。

その主な事項について申し上げますと、所得・消費・資産等の課税上のバランスのあり方、不公平税制是正に対する政府の取り組み姿勢、税率構造フラット化等による所得再配分機能喪失の懸念、国際的視野に立った法人税制のあり方、早急に消費税導入を図ることの理由と背景、実質的負担者の立場及び納税義務者の立場から見た消費税の仕組み、税率引き上げの歯止めについての考え方、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実現のための対策、消費税の執行に当たっての弾力的運営の具体的内容、消費税導入に伴う社会的弱者への対策、地方財政が被る減収額補てんの方策、地方自主財源の減少に伴う地方自治後退の懸念等についてであります。その詳細は会議録に譲ります。

十二月二十一日、質疑終局の動議が提出され、多数をもって可決されました。

質疑を終わり、直ちに六法律案を一括して採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の一環として、所得税法、法人税法、相続税法、酒税法等を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税の負担の軽減・合理化

(一) 税率構造の見直しとして、税率を、十二段階（最低一〇・五％、最高六〇％）から五段階（最低一〇％、最高五〇％）に改める。

(二) 基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をおのおの三十万円（現行三十三万円）に引き上げる。なお、年齢十六歳から二十二歳までの扶養親族について一般の扶養控除に代えて四十五万円の控除を適用することとする。

また、配偶者特別控除の控除額を三十五万円（現行十六万五千元）に引き上げるほか、障害者控除等の特別な控除の引き上げ等の措置を講ずることとする。

(三) 内職所得者等について、必要経費の最低保障（五十万円）を認める。

二、税負担の公平の確保

有価証券譲渡益課税について、原則非課税から原則課税に改めた上、株式等の譲渡所得について、二〇%の税率による申告分離課税を行うこととし、選択により、譲渡代金の五%を所得とみなして二〇%の税率による源泉分離課税とすることができることとする。

その他、社会保険診療報酬の所得計算の特例について、所得税及び法人税の概算経費率制度を、その収入金額が五千万円を超える者には適用しないこととする縮減措置、法人の土地取得に係る借入金利子の損金算入制限措置等を講ずることとする。

三、法人税率の引き下げ等

普通法人の税率について、基本税率を二七・五%（現行四二%）に、中小法人の軽減税率を二八%（現行三〇%）にそれぞれ引き下げ、配当軽減税率を廃止する。

その他、受取配当等の益金不算入割合の縮減、外国税額控除制度の見直し等を行うこととする。

四、相続税の軽減・合理化等

相続税の課税最低限を二倍（相続人三人の場合、現行三千二百万円・改正案六千四百万円）に引き上げると

もに、税率の適用区分を拡大した上、最高税率を七〇%（現行七五%）に引き下げるほか、配偶者の負担軽減措置の拡充、障害者控除等の引き上げ等の措置を講ずることとする。また、贈与税について、相続税改正の関連において、税率の緩和等を行うこととする。

その他、養子縁組又は借入金による不動産取得による税負担回避行為に関する制限措置を講ずることとする。

五、既存間接税の見直し

酒税について、従価税の廃止、清酒及びウイスキー類に係る級別制度の廃止等酒税制度につき簡素合理化を図るとともに、各種酒類の税負担水準を見直し、酒類間の税負担格差を縮小した上、従量税率について消費税相当分の引き下げを行うこととする。また、たばこ消費税について、名称をたばこ税とし、課税方式を従量税方式に改め、現行税負担水準を維持しつつ消費税との負担の調整を行うこととするほか、石油税の課税方式の従量税化、取引所税及び有価証券取引税の税率引き下げ、印紙税の課税文書の一部廃止等の措置を講ずることとする。

本法律案について、衆議院で次の五点の修正が行われて

いる。

一、寝たきり老親を在宅で介護している場合の老人に係る控除額を百二十万円（現行八十万円・政府案九十万円）に引き上げることとする。

二、退職所得に係る退職所得控除額を引き上げることとし、その結果勤続年数三十年の勤労者の退職金の非課税限度額は千五百万円（現行千万円）に引き上げられることとなる。

三、創業者利益等株式の譲渡益の課税について、上場等の日以前に取得した株式等のうち同日以後一年以内に譲渡するものについては源泉分離課税の対象としないこととし、この場合において、上場等の日に所有期間が三年超の上場株式等を同日以後一年以内に譲渡した場合、当該譲渡益の二分の一に対し課税することとする。

四、株式等の譲渡益に対する所得税の課税のあり方について、利子課税のあり方の見直しと併せて見直しを行うこととする。

五、施行期日のうち、原則昭和六十三年十月一日としていたのを原則公布の日に改めることとする。

なお、本法律施行に伴う減収額は三兆八千四百四十億円、

うち所得税減税は二兆三千九百五十億円、相続税・贈与税減税は六千九百七十億円、法人税減税は一兆五千二百十億円であり、有価証券譲渡益課税の見直し等による課税の適正化等による増収額は七千九百九十億円と見込まれる。

委員長報告

八〇ページ参照

消費税法案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の一環として、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課税の対象

国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とする。

二、納税義務者

国内において行った課税資産の譲渡等については当該

譲渡を行った事業者、課税貨物については外国貨物を保税地域から引き取る者を納税義務者とする。

三、納税義務の免除

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が三千万円以下の者については、その課税期間中に行った課税資産の譲渡につき納税義務を免除する。

四、非課税取引等

土地の譲渡、資金の貸付け等のほか、一定の医療、社会福祉事業及び学校教育を非課税とし、輸取出引及び輸出類似取引を免税とする。

五、課税標準

課税資産の譲渡等についてはその対価の額、課税貨物についてはその引取価額とする。

六、税率

三％とする。ただし、昭和六十四年四月一日から三年間、一定の普通乗用自動車については六％とする。

七、仕入税額控除等

(一) 事業者が国内において課税仕入れを行った場合または課税貨物を引き取った場合には、帳簿または請求書等に基つき計算した課税仕入れ等の支払対価の額に百三分

の三を乗じた金額を仕入れに係る消費税額として、課税資産の譲渡等に係る消費税額から控除する。

(二) (一)の控除に関し、基準期間における課税売上高が五億円以下の事業者については、その選択により、課税資産の譲渡等に係る消費税額の八〇％（卸売業者は九〇％）を仕入れに係る消費税額とすることにより簡易に納付税額を計算する方法を認める。

(三) その課税期間における課税売上高が六千万円未満の事業者について、納付すべき税額の一部または全部を課税高に応じて軽減する限界控除制度を設ける。

八、申告、納付等

原則として、個人事業者にあつては、一月から十二月までの期間、法人にあつては事業年度を課税期間とし、課税期間終了後二ヵ月以内に申告し、納付する。また、中間申告及び納付の制度を設ける。

さらに、仕入れに係る消費税額等を控除した結果、控除不足額があるときは、その不足額に相当する消費税額を還付する。

九、その他

本法律は昭和六十四年四月一日以降の資産の譲渡等及

び外国貨物の引き取りについて適用するとともに、施行に当たり所要の経過措置を設ける。

なお、本法律施行による増収額は、平年度において、五兆四千四百二十五億円と見込まれており、地方譲与分は、平年度において、一兆八百八十五億円と見込まれる。

また、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十三年十月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

八〇ページ参照

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の一環として、個人住民税について税率における累進度の緩和、基礎控除額等の引き上げ、有価証券譲渡益課税の見直し等を行うとともに、消費税の創設に伴い電気税の廃止等現行の間接税との調整を図る等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は

次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

- (一) 税率の累進構造の緩和を図るため、両税を合わせた最低税率（五％）の適用範囲を拡大し、最高税率を一五％（現行一六％）に引き下げるほか、税率の適用課税所得区分を三段階（現行七段階）に簡素化する。
- (二) 基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額をそれぞれ三十万円（現行二十八万円）に引き上げる。
- (三) 年齢十六歳以上二十三歳未満の扶養親族である特定扶養親族については、扶養控除額を三十五万円とする。
- (四) 配偶者特別控除について、適用要件である納税義務者の合計所得金額の限度額を千万円（現行八百万円）に引き上げるとともに、控除額を三十万円（現行十四万円）に引き上げる。
- (五) 障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額及び勤労学生控除額をそれぞれ二十六万円（現行二十四万円）に引き上げる。
- (六) 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件を所得の種類にかかわらず、三十五万円（現行給与所得等三十三万円、給与所得等以外の所得十万円）

以下とする。

(七) 白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を配偶者である事業専従者については八十万円（現行六十万円）に、配偶者以外の事業専従者については四十七万円（現行四十五万円）に引き上げる。

(八) 資産所得の合算課税制度を廃止する。

(九) 障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額を合計所得金額百二十五万円（現行百万円）に引き上げるとともに、合計所得金額が当該金額を超えない寡夫を非課税の対象に加えることとする。

(十) 長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分に対しては、道府県民税二％、市町村民税五・五％の比例税率（現行その譲渡益の二分の一相当額を総合課税した場合の上積税額）により課税する。

(十一) 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例について、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分に対する道府県民税の税率を二％（現行二・五％）に引き下げる。

(十二) 所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に

行う株式会社等（株式、転換社債等をいう。）の譲渡による所得については、所得税において源泉分離課税を選択した場合を除き、他の所得と分離して六％（道府県民税二％、市町村民税四％）の税率により申告を通じて課税する。

二、事業税

白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を配偶者である事業専従者については八十万円（現行六十万円）に、配偶者以外の事業専従者については四十七万円（現行四十五万円）に引き上げる。

三、不動産取得税

消費税の創設に伴い、新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を千万円（現行四百五十万円）に引き上げる。

四、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

(一) 消費税の創設に伴い、課税方式を従量税方式にすることとし、名称を「道府県たばこ税」及び「市町村たばこ税」に改めるとともに、税率を都道府県たばこ税千本につき千二百二十九円（現行従価割八・一％、従量割千本につき三百六十円）、市町村たばこ税千本につ

き千九百九十七円（現行従価割一四・三％、従量割千本につき六百四十円）とする。

(二) 旧三級品の紙巻たばこについて、道府県たばこ税の税率を千本につき五百三十六円に、市町村たばこ税の税率を千本につき九百四十八円とする。

(三) 税率等の特例措置を廃止する。

五、娯楽施設利用税

消費税の創設に伴い、名称をゴルフ場利用税に改め、課税対象施設をゴルフ場に限定し、標準税率を一人一日につき八百円（現行千五百円）に引き下げるとともに、ゴルフ場所在市町村に対する交付金の交付率を十分の七（現行二分の一）に引き上げる。

六、料理飲食等消費税

(一) 消費税の創設に伴い、名称を特別地方消費税に改めるとともに、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除の制度並びに奉仕料控除の制度を廃止し、遊興を伴う飲食等についても免税点を適用することとした上、免税点を宿泊等について一万円（現行五千元）、飲食等五千元（現行二千五百円）に引き上げる。

(二) 標準税率を三％（現行一〇％）に引き下げる。

(三) 領収証の交付義務等を廃止し、帳簿書類の保存に関する規定を設ける。

七、消費税の創設に伴い、電気税、ガス税及び木材引取税を廃止する。

八、本法律案の施行期日は、一の(一)のうち退職所得の分離課税に係る所得割に関する改正部分については昭和六十四年一月一日、一の(二)から(六)、(七)及び二については昭和六十五年四月一日、その他の改正部分は昭和六十四年四月一日である。

なお、本法律案は、衆議院において、有価証券譲渡益課税について、上場等の日に所有期間が三年を超える上場株式等を同日以後一年以内に譲渡した場合、当該譲渡益の二分の一に対し課税すること等の修正が行われている。

委員長報告

八〇ページ参照

消費譲与税法案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、消費譲与税の地方公共団体に対する譲与について必要な事項を定め、地方公共団体の財源の安定的な確保に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、消費税の収入額の五分の一に相当する額をもって消費譲与税とする。

二、消費譲与税の都道府県及び市町村への譲与の割合は、都道府県に対してはその十一分の六に相当する額、市町村（特別区を含む）に対してはその十一分の五に相当する額とする。

三、都道府県に対して譲与すべき消費譲与税は、その四分の一の額を国勢調査による人口で、他の四分の三の額を事業所統計による従業者数であん分して譲与するものとし、市町村に対して譲与すべき消費譲与税は、その二分の一の額を国勢調査による人口で、他の二分の一の額を事業所統計による従業者数であん分して譲与するものとする。

四、譲与基準の数値については、消費の態様その他の事情を参酌して補正することができるものとする。

五、消費譲与税は、毎年度七月、十月、一月及び三月に譲与するものとする。

六、国は、消費譲与税の譲与に当たっては、その用途について条件を付け、または制限をしてはならないものとする。なお、本法律案は、昭和六十四年四月一日から施行することとし、譲与の基準及び譲与時期ごとに譲与すべき額について、一定の期間、所要の経過措置を講ずるほか、関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

八〇ページ参照

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革に伴い、創設される消費税を地方交付税の対象税目に加え、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ三二%並びに消費税（消費譲与税に係

るものを除く)の収入額の二四%をもって地方交付税とすることを内容とするものである。

なお、本法律案の施行期日は、昭和六十四年四月一日である。

委員長報告

八〇ページ参照